

(案)

平成31年 月 日

白浜町長 井瀬 誠 様

白浜町水道料金審議会

会長 大谷 昌明

白浜町水道料金の改定について(答申)

本審議会は、平成 31 年1月 22 日付け上下第 6 号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

はじめに

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給をもって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする地方公営企業である。水道は、住民生活や企業活動を支える重要な社会基盤の一つであり、常に安全・安心な水道水の安定供給が求められている。

白浜町水道事業は、昭和 56 年 5 月に上水道料金を改定して以来、職員数の削減や企業債利息の低減など様々な企業努力を行うことで現行料金を維持してきた。しかし、白浜町水道事業の収益的収支は 2020 年にはマイナスとなる見込みで、その後も給水収益の減少に伴い収支は悪化する傾向が続くことが予想されており、企業努力だけでは改善が難しい経営状況にある。加えて、今後は給水人口の減少、節水意識の向上などにより、水需要の拡大は見込めない。

一方、水道水の安定供給に欠くことのできない水道施設の老朽化対策や近年多発する自然災害を教訓とした耐震化対策が課題となっていることから、今後建設改良事業の増大が見込まれることは大きな懸念材料である。独立採算制を経営原則とする水道事業を持続させていくためには、合理的且つ能率的な経営を追求することは当然のことであるが、給水収益の安定確保に向け、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。

以上を踏まえ、本審議会は、安心・安全な水道水の安定供給と水道事業の健全経営に向けた水道料金のあり方について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

答申事項

1. 水道料金の改定額について

災害に強い耐震施設への整備及び老朽化した管路の更新に伴う費用の増大が見込まれることを勘案すると、水道料金を値上げすることはやむを得ない。改定率については、使用者への負担を出来る限り少なくし、今後約 10 年間健全な経営を行えることを考え合わせ、30%値上げすることが望ましい。具体的な料金体系は、別表1と2のとおりとする。

2. 簡易水道と上水道の料金体系の統一について

新しい水道料金体系を設定するにあたり、簡易水道と上水道の料金体系を統一することは、公平性の観点から妥当であると判断する。

付帯意見

1. 水道料金の値上げは町民生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けること。そのため料金改定時期は2019年10月以降とすることが望ましい。
2. 料金改定後においても、効率的な事業運営を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。
3. 高度経済成長期に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後は積極的な人材育成、技術継承に努められたい。
4. 簡易水道については、今後も事業費の増大が水道使用者の負担増とならないよう、一般会計からの繰入れを維持するとともに、今後の財政計画への影響を注視しながら整備事業を計画的に推進していくよう努められたい。
5. 今後の水道料金については、おおむね10年後を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて見直しをされたい。

おわりに

水道は町民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインである。本町の水道事業では、町民に安全な水を安定して供給するため、適正な水質の維持に努めるとともに、水道施設等の耐震化事業に積極的に取り組まれたい。

これからも、町民の視点に立ち、町民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら、水道事業の使命である安全・安心な水道水の安定供給に引き続き努められたい。

別表 1

上水道料金

(1) 専用栓 (2カ月当たり) 一般家庭用、官公署学校病院用、営業用として使用するもの。下記料金表には消費税は含まれておりません。

口径 (mm)	基本料金		超過料金 (1mにつき)		使用水量が 100m ³ を超えるもの
	基本水量	金額	段階	区分	
13mm	20m ³ 以下	1,500 円	20m ³ を超え60m ³ まで	64 円	使用水量が 60 m ³ を超え 100 m ³ を超え 75 円
20mm	30m ³ 以下	2,140 円	30m ³ を超え60m ³ まで	64 円	
25mm	40m ³ 以下	2,780 円	40m ³ を超え60m ³ まで	64 円	
30mm	40m ³ 以下	2,780 円	40m ³ を超え60m ³ まで	64 円	
40mm	100m ³ 以下	7,060 円	100m ³ を超えるもの		91 円
50mm	200m ³ 以下	16,160 円	200m ³ を超えるもの		91 円
75mm	500m ³ 以下	43,460 円	500m ³ を超えるもの		91 円
100mm	1000m ³ 以下	88,960 円	1000m ³ を超えるもの		91 円
150mm	2000m ³ 以下	179,960 円	2000m ³ を超えるもの		91 円

(2) 特別専用栓 (2カ月当たり) 集合住宅 (マンション) 用として使用するもの (3) 特別栓 (1カ月当たり) 工事、その他一時使用するもの

口径	基本料金		超過料金 (1mにつき)	
	基本水量	金額	金額	金額
13 mm	10m ³ 以下	1,900 円	1,900 円	190 円
20 mm	15m ³ 以下	2,850 円	2,850 円	
25 mm	20m ³ 以下	3,800 円	3,800 円	
40 mm	50m ³ 以下	9,500 円	9,500 円	
50 mm	100m ³ 以下	19,000 円	19,000 円	
75 mm	250m ³ 以下	47,500 円	47,500 円	
100 mm	500m ³ 以下	95,000 円	95,000 円	
150 mm	1000m ³ 以下	190,000 円	190,000 円	

(4) 船舶用栓 船舶給水用として使用するもの

基本料金 (1回につき)	使用料金 (1mにつき)
1,300 円	190 円

基本水量は (2カ月) 60m³ × 戸数

別表2
簡易水道料金

(1) 専用栓 (2カ月当たり) 一般家庭用、官公署学校病院用、営業用として使用するもの
 (2) 特別専用栓 (2カ月当たり) 集合住宅 (マンション) 用として使用するもの
 (3) 特別栓 (1カ月当たり) 工事、その他一時使用するもの

下記料金表には消費税は含まれておりません。

口径 (mm)	基本料金		超過料金 (1mにつき)		使用水量が 60 m ³ を超え 100 m ³ まで 75 円	使用水量が 100 m ³ を超えるもの 91 円
	基本水量	金額	区	階		
13mm	20m ³ 以下	1,500 円	20m ³ を超え60m ³ まで	64 円		
20mm	30m ³ 以下	2,140 円	30m ³ を超え60m ³ まで	64 円		
25mm	40m ³ 以下	2,780 円	40m ³ を超え60m ³ まで	64 円		
30mm	40m ³ 以下	2,780 円	40m ³ を超え60m ³ まで	64 円		
40mm	100m ³ 以下	7,060 円	100m ³ を超えるもの			91 円
50mm	200m ³ 以下	16,160 円	200m ³ を超えるもの			91 円
75mm	500m ³ 以下	43,460 円	500m ³ を超えるもの			91 円
100mm	1000m ³ 以下	88,960 円	1000m ³ を超えるもの			91 円
150mm	2000m ³ 以下	179,960 円	2000m ³ を超えるもの			91 円

(2) 特別専用栓 (2カ月当たり) 集合住宅 (マンション) 用として使用するもの

基本水量	基本料金	超過料金 (1mにつき)
基本水量の10分の2	1m ³ につき 91 円	91 円

基準水量は (2カ月) 60m³ × 戸数

(3) 特別栓 (1カ月当たり) 工事、その他一時使用するもの

口径	基本料金		超過料金 (1mにつき)	
	基本水量	金額	金額	金額
13 mm	10m ³ 以下	1,900 円		190 円
20 mm	15m ³ 以下	2,850 円		
25 mm	20m ³ 以下	3,800 円		
40 mm	50m ³ 以下	9,500 円		
50 mm	100m ³ 以下	19,000 円		
75 mm	250m ³ 以下	47,500 円		
100 mm	500m ³ 以下	95,000 円		
150 mm	1000m ³ 以下	190,000 円		